

第5回文京区リサイクル清掃審議会 会議録要旨

I 日 時 令和5年3月23日（木） 午後3時00分～4時03分

II 場 所 文京シビックセンター24階第1委員会室

III 出席者

【学識経験】 南部和香（会長）、谷川哲男

【委 員】 浅野和夫、堀口法子、阿部貞二、渡辺新吉、内田幸久、村田重子、内西太郎、
阿部沙也加、石川通孝、甲野三枝子、島田 浩司、田口香子、宮本拓

【幹 事】 鵜沼資源環境部長、岩田文京清掃事務所長、橋本リサイクル清掃課長

IV 配布資料 ○報告事項

資料第19号 第8期文京区リサイクル清掃審議会委員名簿

資料第20号 プラスチック分別回収モデル事業の実施結果について

資料第21号 フードシェアリングサービスの提供について

V 開会

○南部会長 定刻になりましたので、ただいまから第5回文京区リサイクル清掃審議会を始めさせていただきます。皆様、お久しぶりです。先日、中学生の息子の保護者会で何事も3週間、21日続けると習慣になるというお話があったのですが、資源は何らかの労力や時間をかけないとごみになってしまうことが多いわけですね。ぜひ皆さんで良い知恵を出し合いながら分別の良い習慣を作っていけるようにご意見いただけるといいと思っています。本日は、よろしく願いいたします。

初めに、本審議会では、会議録作成のため発言を録音いたしますので、よろしく願いいたします。

また、今回も皆さんの机にあるマイクを使って録音いたしますので、ご発言の際には挙手の上、必ずお手元のボタンを押してお名前をおっしゃってからご発言いただき、発言終了後にもボタンを押していただきますようお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、本日の審議会の成立報告と資料確認について、事務局からお願いいたします。

○事務局（橋本） 本日もご出席いただいております委員の数は、15名でございます。委員の定数の2分の1以上のご出席をいただいております。したがいまして、条例第77条の規定によりまして、審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日必要となる資料は事前にお送りしております、資料第19号「第8期文京区リサイクル清掃審議会委員名簿」、資料第20号「プラスチック分別回収モデル事業の実施結果について」、資料第21号「フードシェアリングサービスの提供について」です。

配付資料は以上となります。

事務局からは以上です。

○南部会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の1番、資料第20号「プラスチック分別回収モデル事業の実施結果について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（橋本） 資料第20号についてご説明させていただきます。

1の趣旨でございますが、前回の審議会でもご報告させていただきましたプラスチック分別回収モデル事業について、事業が終了しましたので、回収実績についてご報告いたします。

2の実施期間及び実施地区ですが、令和4年10月から令和5年2月までの毎週木曜日に、高田老松町会のエリアにお住まいの1,002世帯の方を対象に、これまで可燃ごみとして収集していたプラスチックを資源として分別していただき回収しました。町会をはじめとする地域住民の方々に積極的にご協力いただき、円滑に事業を実施できました。

次に、3の回収実績です。表の一番左の回収量ですが、全期間の合計で6,100kgのプラスチックを回収しました。また、左から3番目の1回あたりの回収量を見ると、10月の事業開始当初は平均して255kgだったものが、12月以降の事業後半の時期になると300kg前後となりました。このように事業期間が経過することに伴い、回収量がおおむね増加傾向となったことから、徐々に事業が認識され、ご協力いただける住民の方の割合も増えていったのではないかと考えております。

次に、表の中心付近の組成結果でございますが、排出されたプラスチック廃棄物の中身を開けてどのような廃棄物で構成されているかを調べるための調査を実施いたしました。結果をまとめると、食品の容器やトレイ、ビニール袋などのプラスチック製容器包装が85%、ハンガーやバケツなどのプラスチック100%製品が6%、プラスチック以外のごみ等の残渣が9%という構成割合になりました。ここで、残渣が9%という数字は、事前の予想を大きく下回る大変良い結果となりました。

組成結果の右の欄が残渣を除いた中間処理後の量になり、合計5,500kgの全量がケミカルリサイクルされて再商品化されることとなります。その結果が表の一番右ですが、87.7%、4,824kgのアンモニアが精製されました。

また、表の下に記載しましたが、1回の回収あたりの袋数の平均は362.7個、そのうち、本モデル事業用の青い袋の使用率は96.3%、1袋あたりの重さの平均は798.5gとなりましたので、参考に紹介させていただきます。

以上のように、モデル事業自体は計画から周知、分別、収集、運搬、中間処理、再商品化といった一連の作業が円滑に実施できました。加えて、収集時のトラブルや分別の問合せ、苦情もほとんどなかったことから、事前の周知方法や分別基準、収集方法に一定の効果があったものと捉えています。

次に、4の今後の課題ですが、一つ目として、現在集計中のアンケートの結果を取りまとめ、実際に事業に取り組んでいただいた住民の方の意見を整理し、分別方法や周知方法などについて検証してまいります。また、二つ目として、世界的な半導体不足による車両調達の長期化や収集運搬における人手不足の状況において、収集運搬体制を構築していくことが大きな課題であると

認識しております。三つ目として、中間処理施設の確保ですが、プラスチックの資源化の流れは他の自治体も同様であり、プラスチックの選別や圧縮梱包を行う中間処理施設の需要が逼迫していることから、どのように確保していくかということも課題となっております。

最後になりますが、事業期間中にも随時、区のホームページによりモデル事業に関する情報を発信しておりました。事業に関するよくあるご質問やそれに対する回答、具体的な残渣の写真、分別の際の注意喚起などがまとまったページの2次元コードを資料の右下に掲載しておきましたので、ご確認いただければと思います。

資料第20号のご説明は以上となります。

○南部会長 ありがとうございます。この件につきまして、何かご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。宮本委員、お願いします。

○宮本委員 この高田老松町会というのは、特別意識が高い町会なのでしょうか。

○事務局（橋本） 事前に区内の全町会に対して本モデル事業に参加していただける町会を募ったところ、手を挙げていただいた町会の一つですので、非常に意識が高いということは言えると思います。

○宮本委員 区内全域でプラスチック分別回収を実施した場合にも、同じような結果が得られるとよいと思います。

○南部会長 島田委員、どうぞ。

○島田委員 今回プラスチック分別回収モデル事業を実施することになった理由をもう一度ご説明いただきたいと思います。

○事務局（橋本） プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことが一番のきっかけで、努力義務ではありますが、やはり努力義務が課せられた以上、プラスチック分別回収に係る検討は必要である一方、実際に実施可能かというのは様々な面から検証が必要だということで本モデル事業の実施に至りました。

○島田委員 ありがとうございます。分別回収後の再商品化は、中間処理施設の確保とともにアンモニア以外の精製も検討していくのでしょうか。

○事務局（橋本） まず、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、プラスチック製容器包装に加えてプラスチック使用製品廃棄物も対象としています。再商品化のために、中間処理施設や再商品化する施設を確保する必要があります。本モデル事業は回収量が少量ですので、車両や人員、中間処理施設、再商品化する施設まで調達することができましたが、今後、区内全域を対象とした場合については、アンモニア以外の精製も含めて検証していかななくてはならない

課題だと認識しております。

○島田委員 ありがとうございます。

○南部会長 堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 このモデル事業の対象地域は私の友人がたくさん住んでいるところで、私自身もぶんぶんフォーラムというごみを少なくしようと働きかけをしているグループのメンバーの一人ですが、実際にプラスチックを分別してみても、プラスチックの量が多いことがよく分かったという声がとても多かったです。プラスチックを回収するところが区内に少ないので、分別回収が本格実施されることになる前でも生活圏内に回収できる場所を少し増やすという取り組みがあってもよいのではないかと思います。モデル事業に参加した方々から、プラスチックを減らさなければならぬということを改めて実感し、自分たちの生活を改めたいというお声をいただきました。

ご報告を兼ねて以上です。

○南部会長 貴重な生の意見を得ることができました。ありがとうございます。谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 3月9日の東京新聞に、ごみの資源化が急務ということで文京区民の投書が掲載されていました。自宅のごみの6割から8割がプラ容器や袋だったこと、便利さ、手軽さに依存していたととてもショックを受けたという内容でしたので、紹介させていただきます。

○南部会長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 大変すばらしいモデル事業で区内全域に広げていただきたいと感じたのですが、収集運搬や中間処理施設等に係るコストとアンモニアが精製されて再商品化されたことによる収入を数字で教えていただければと思います。

○南部会長 では、事務局からお願いできますでしょうか。

○事務局（橋本） 本モデル事業の経費は、予算ベースで360万円程です。ただ、収集運搬については直営のため経費はほとんどかかっていないことから、大部分は中間処理と再商品化に係る委託料ということになります。そして、アンモニアだけでなく様々な物質に再商品化できるのですが、受託者を探した結果、アンモニアを精製する事業者がようやく見つかったというところがございます。いわゆるケミカルリサイクルという分子レベルまで戻して再商品化するという手法を重視して受託者を決定しましたが、他にも様々な方法はございます。

○南部会長 谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 アンモニアの精製について、化石燃料から精製する場合とプラスチックから精製する場合を温室効果ガスの削減量で考えると、プラスチックから精製する場合は8割削減できたと昭和電工さんが確認し、CO₂対策にかなり有効のようです。

○南部会長 ありがとうございます。阿部委員、お願いいたします。

○阿部（貞）委員 先ほど組成結果の残渣が予想より少なかったというお話でしたが、具体的には汚れたプラスチックやプラスチック以外のものなどだったのでしょうか。

○事務局（橋本） 例えばカップラーメンの容器ですと、汚れ過ぎているものやプラスチックではなく紙製のものなどがありました。その他、金属類が混じっていたとか、点滴のような針のついたパックなどがありました。9%ではありますが残渣はありましたので、今後どのように周知していくかというのが実際に実施する場合には課題であると考えております。

○阿部（貞）委員 ありがとうございます。

○南部会長 阿部委員、どうぞ。

○阿部（沙）委員 今回のモデル事業は家庭ごみが対象かと思いますが、大学のような事業所から排出される事業系ごみについてもプラスチックを分別する方向に進むのかということと、現在は事業系ごみにおいては産業廃棄物としてプラスチックもごみという取り扱いになっていますが、今後産業廃棄物の引き取り単価が上がるのか下がるのか、現時点でもしお分かりになることがあればお聞きできればと思います。

○事務局（橋本） まず事業系プラスチックごみについては、産業廃棄物として事業者ごとに個別の契約の中で対応していただいています。今回のモデル事業については家庭ごみが対象になっており、事業系ごみは分別回収の対象となっておりません。

産業廃棄物の取り引きに係るコストにつきましては、個別の契約によって異なるというのが現状でございます。

○阿部（沙）委員 ありがとうございます。

○南部会長 村田委員、どうぞ。

○村田委員 このモデル事業を行った結果、文京区では今後どのようにプラスチック分別回収を進めていくのでしょうか。

○事務局（橋本） 人員も必要で経費もかかる事業のため、本モデル事業から様々な検証を行って最終的な判断をいたします。

○南部会長 甲野委員、どうぞ。

○甲野委員 今後、もし国がプラスチック分別回収の実施を義務付けたら、文京区も実施せざるを得ないということでしょうか。

○事務局（橋本） 既に国は自治体に努力義務を課していますので、実施しないことによって罰則はありませんが、法律で求められた以上、実施の可否を現在検証しているのご理解いただければ

と思います。

○南部会長 村田委員、どうぞ。

○村田委員 現在、既に実施している自治体はあるのでしょうか。

○事務局（橋本） 法律に基づいてプラスチック製容器包装に加えてプラスチック使用製品廃棄物の分別回収も本格的に実施しているのは、東京23区では現時点で千代田区、港区、渋谷区の3区で、北区と荒川区の2区についてはモデル事業という位置づけで実施しています。北区については令和5年度から本格実施となるようです。

○村田委員 実施している自治体は、中間処理施設の確保などの課題をクリアしているということでしょうか。

○事務局（橋本） クリアした上で実施しているかと思いますが、自治体によって状況は違いますので、そのために実施する時期や方法が異なると捉えております。

○南部会長 次の議事に移ろうかと思えます。

議事の2番、資料第21号「フードシェアリングサービスの提供について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（橋本） では、資料第21号についてご説明させていただきます。

令和5年度の区の重点施策事業として、フードシェアリングサービスの提供を開始いたします。概要にありますように、全国における令和2年度の食品ロス量の推計値は522万tとなっており、このうち、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は275万tと全体の約53%を占めております。区ではこれまでもフードドライブ事業やエコ・クッキング教室事業などを通じた家庭系の食品ロスの削減、またぶんきょう食べきり協力店事業などを通じた事業系の食品ロスの削減に取り組んでまいりました。本事業は、廃棄になり得る可能性のある食品について価格を下げても売り切りたい区内店舗と欲しい食品をより安く購入したい消費者をWEBサイト上でマッチングすることで、事業系食品ロスのより一層の削減を目指していくものです。事業の内容としましては、資料の内容の欄をご覧ください。フードシェアリングサービスを提供する事業者と区が利用契約を締結し、飲食物を提供する区内店舗がWEBサイトを利用できる環境を提供します。具体的には概要にありますとおり、登録の対象者は事業者側については文京区内に店舗がある者で、消費者側については特に制限は設けません。区は、区内店舗の審査及び承認を行い、登録された店舗はWEBサイト上のフードシェアリングサービスにいつでも希望の価格で商品を掲載することができるようになります。消費者は、フードシェアリングサービス上で掲載商品を予約し、店頭で代金と引きかえに商品を引き取れる流れとなります。本事業の特色といたしまし

ては、特徴にありますように、事業者がフードシェアリングサービスを積極的に活用することができるよう、区がフードシェアリングサービスの利用手数料を負担することで飲食物を提供する店舗側及び購入する消費者側がともにサービス利用時の費用負担が生じないスキームとしているところです。この事業を通して事業者のフードシェアリングサービスの活用を後押しし、区内飲食店から発生する作り過ぎなどを起因とする食品廃棄物とそれを起源とするCO₂の削減を図ってまいります。

なお、東京都内の自治体では八王子市、小金井市、江戸川区が同様のフードシェアリングサービスを実施しております。

また、本資料には記載がございませんが、年度が変わってからサービス提供事業者と契約を締結し、システムのカスタマイズなどの準備期間が必要なことから、10月の食品ロス削減月間に合わせた事業の開始に向けて準備を進めてまいります。

資料第21号のご説明は以上となります。

○南部会長 ありがとうございます。では、この件について、何かご意見、ご質問があればどうぞよろしく願いいたします。宮本委員、どうぞ。

○宮本委員 これはWEBサイト上で事業者と一般消費者をマッチングするということですね。とても画期的だと思います。私は大田市場で仲卸といった問屋を営んでおり、野菜や果物などをレストランに納品していますが、コロナ禍等で納品先で余ってしまった野菜などを下取りして別の店舗に売却することで食品ロスを削減しました。パーティーのバイキングのような場合、料理が余ると廃棄することが多いと思います。フードシェアリングサービスの提供はとても良いと思いました。以上です。

○南部会長 B to C（企業と消費者間の取引）だけでなく、実はB to B（企業間取引）もあったということですね。島田委員、お願いします。

○島田委員 フードシェアリングサービスでは食材をシェアするのか、料理や加工品をシェアするのか、どちらでしょうか。

○事務局（橋本） どちらも想定しています。パンなどその日のうちに消費しないといけないようなものが夕方近くになるとスーパーで値引き販売されていることがありますが、小規模店舗などは値引き販売していることを宣伝しづらいので、WEB上に今日はこの商品が余っているので3割引きで今から販売しますというような内容を上げてもらって、それを見た消費者が予約して購入するといったイメージです。

○島田委員 ありがとうございます。デリバリーではなく、予約した消費者がそのお店に買いに

行くというイメージでよろしいですか。

○事務局（橋本） そのとおりです。お店に行って代金を支払っていただきます。現段階ではWEB上の決済はできません。

○島田委員 フードシェアリングサービスの利用料を区で負担するということによろしいでしょうか。

○事務局（橋本） 成約ごとに手数料がかかるシステムも多いのですが、本事業では手数料は区が負担しますので、店舗は手数料に気兼ねすることなく利用できるというのが特徴でございます。

○島田委員 分かりました。既存のシステムを利用するのではなく、区でシステムを制作するということですか。

○事務局（橋本） 既存のシステムを文京区用にカスタマイズして利用します。

○島田委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○南部会長 甲野委員、どうぞ。

○甲野委員 区内の商店街やぶんきょう食べきり協力店などにお声かけしているということでしょうか。教えていただける範囲で状況を教えてください。

○事務局（橋本） 令和5年度予算の事業ですので、4月にベンダーとの契約、その後システムをカスタマイズし、経済課等とも連携して区内店舗に登録をご案内します。登録店舗をどの程度確保できるかが一つのポイントと考えておりますので、10月に開始するためには6～8月頃登録店舗を募集し、9月頃から消費者へ宣伝することを想定しております。

○南部会長 浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 食品ロス全体の53%が事業系食品ロスとありますが、事業者側も適正量を考えて作らなければ、「どんどん作れば文京区がどこか売れるところを探してくれる」という話になりかねないということが懸念されたので、発言させていただきました。

○南部会長 ありがとうございます。

○事務局（橋本） 事業者の考え方も非常に重要であるため、区でも事業系の食品ロスを削減するための事業を周知することで事業者への啓発につながるのではないかと考えております。全国における食品ロスは年間522万tで、一人あたりでは1日ご飯1杯分です。家庭系の食品ロス対策として、区ではフードドライブ事業に力を入れており、他の区にない特徴としては、未利用食品を区役所まで持参することが困難な方向けに、着払い伝票を利用して無料で集荷・配送できるシステムがあります。事業系の食品ロス対策としては、ぶんきょう食べきり協力店事業に加え、フードシェアリングサービスの提供を重点施策事業として令和5年度から実施するものでござい

ます。

○南部会長 渡辺委員、お願いします。

○渡辺委員 すばらしい取り組みだと思います。WEBサイトの運営や立ち上げ、手数料を区で負担するというのですが、予算90万8,000円で実施可能なのでしょうか。

○事務局（橋本） 令和5年度の予算として、システム初期導入費用や利用料、広報用のチラシ印刷費等を含めた金額となっております。

○南部会長 思っていたよりもリーズナブルな印象ですね。

では、議事の3番目その他ということですが、何かありますか。島田委員、どうぞ。

○島田委員 プラスチック分別回収モデル事業について、分別回収を導入することによって可燃ごみの量が減るため運搬費が安くなる等、既存の収集方法への影響も今後分析するにあたって整理していただければと思います。

○事務局（橋本） プラスチック分別回収によって可燃ごみの容量は減るかと思いますが、重量はそれほど減らないと考えられます。どの程度可燃ごみの収集に影響するかというのは検討課題の一つで、正確に推定していきたいと思っています。

○南部会長 宮本委員、どうぞ。

○宮本委員 文京区の取り組みは進んでいると思います。この審議会にも東京ドーム、東洋大学、区立小学校PTA联合会の方がいらっしゃっています。東京ドームなどは大人数が毎日集まるので、官民一体となって例えばチラシを東京ドームで配れば効果が大きいと思います。

○南部会長 本審議会は色々な立場の方が集まっているので、ご意見を言っていただければ、それを取り入れてどこかで生かすチャンスが生まれるかもしれません。他によろしいですか。

それでは、議事についてはこれで終了とさせていただきます。

最後に、事務局から今後の日程等連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○事務局（橋本） 次回の審議会は7月を予定しております。詳細につきましては、決まり次第、開催通知をお送りいたします。また、本日の審議会の会議録は完成次第、委員の皆様へ送付いたします。修正、追加等あれば、お申し出いただき、最終校正は会長に一任としたいのですが、よろしいでしょうか。

決定後公開させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

最後になりますが、机上に既存の事業、「ぶんきょう食べきり協力店」「エコ先生の特別授業」「リサイクル推進協力店」の令和5年度版リーフレットを置かせていただきました。4月中に区施設等に配付し、区報やホームページと併せて周知を図る予定です。店舗の登録申請や事業

のお申込についても受付開始は4月中を予定しておりますので、ご了承ください。

その他、「ステージ・エコ」のチラシを置かせていただいておりますので、ご確認ください。

事務局からは以上でございます。

○南部会長 ありがとうございます。以上について、何かございますか。

では、これで閉会としたいと思います。

次回7月には、プラスチック分別回収モデル事業のアンケート結果等が示されると思いますので、ぜひ皆様も2次元コードから情報を読み取っていただいてご質問やご意見をいただけるといいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、本日はありがとうございました。

午後4時03分 閉会